

IASB 公開草案「ヘッジ会計」に対する意見

平成 23 年 3 月 9 日

日本公認会計士協会

日本公認会計士協会は、金融危機に対する国際会計基準審議会（IASB）の継続的な努力に敬意を表すとともに、公開草案「ヘッジ会計」に対するコメントの機会を歓迎する。

本公開草案（以下「ED」という。）の、現行 IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」に定められているヘッジ会計の規定を規則ベースから目的ベースへ変更する提案の方向性は、財務諸表の有用性及び理解可能性を高めるものであり、我々はこれに同意する。しかし一方で、特に監査人の視点からは過度に規定を緩和することに対する懸念もある。特に、会計基準の前提となる企業のリスク管理活動について、ED の提案はそれらが適切に整備されていることを前提としている。しかしながら、会計基準が企業のリスク管理活動についてどの程度の整備を要求しているのか、あるいはどのような要件を求めているかについては、ED の提案では明確に記述されていない。我々は、これらの点に関する記述がないことにより、財務諸表作成者と監査人が想定する整備の水準に乖離をもたらし、実務上の混乱が生じることを強く懸念している。そのため、我々は、それらの事項について、IASB が行うアウトリーチ活動等を通じて入手される現実の企業のリスク管理の状況を踏まえ、追加のガイダンスの開発や適切な教育文書の公表により、明確かつ適切な対応が行われることを希望する。

ヘッジ会計の目的（第1項及びBC11項からBC16項）

質問1

ヘッジ会計の目的に同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

【コメント】

提案の方向性については同意するが、その他の包括利益を通じて公正価値評価測定する金融資産（FVTOCI）として指定された持分投資についてヘッジ対象とすることを禁止する提案には同意しない。

提案されているヘッジ会計の目的を、企業のリスク管理活動の影響を財務諸表において表現することであることとして明確化することに同意する。しかし、企業のリスク管理活動は必ずしも純損益に影響を与える可能性のあるエクスポージャーのみをその管理の対象としているわけではないため、その対象を純損益に限定することは、リスク管理活動の影響を財務諸表において表現するという目的と整合的ではない。このような観点から、我々は、純損益に影響を与える可能性のあるエクスポージャーだけでなく、FVTOCIに指定された持分投資の価値変動リスクを管理するために、金融商品を用いる企業のリスク管理活動の影響を財務諸表に表現することもヘッジ会計の目的に含めるべきであると考えます。

我々は、FVTOCI指定の持分投資をヘッジ対象とすることに関して、BC26項で以下の懸念が表明されていることについて検討した。

- FVTOCI指定の持分投資の価値の変動を純損益に振り替えないという原則と、ヘッジ会計の適用対象として非有効部分を純損益に振り替えるという処理が整合的ではないこと。
- 測定原則の例外措置であるFVTOCIの選択に対して、さらにヘッジ対象とすることで、例外措置の例外を導入することとなり、複雑性が増す結果となること。

しかしながら、我々は、これらの懸念に関しては、以下の理由でFVTOCI指定の持分投資をヘッジ対象とすることを禁止する十分な理由ではないと考える。

- (1) 企業が、リスク管理活動の一環として、FVTOCI指定の持分投資をヘッジ対象として、価格変動エクスポージャー及び為替変動エクスポージャーをヘッジする活動を行っている場合であっても、提案によってそれらのヘッジ活動の影響が財務諸表上反映されないこととなることは、リスク管理活動の影響を財務諸表に反映するというヘッジ会計改訂の目的にも合致していない。また、そのような取扱いは、直感に反する結果を生むことにもなる。
- (2) 我々の理解では、FVTOCI指定の持分投資に対してリサイクリングを認めなかった理由は、投資損益は包括利益計算書上一度だけ損益として認識されるべきものであり、そ

の他の包括利益に認識した上で純損益に再度認識することを、IASB が問題視したためである。しかしながら、提案されているヘッジ会計の規定においては、ヘッジ手段の損益をその他の包括利益に計上し、非有効部分は純損益に振り替えることとしている。その他の包括利益と純損益との関係については、本来は概念フレームワーク等で整理した上で、各基準でそれらの計上の是非を議論すべきところ、IASB はこの過程を行っていない。我々は、現行の IFRS で包括利益に関する概念上の整理がなされていない中で、単に会計基準が純損益としての認識を禁止していることをもって、企業のリスク管理活動を基礎としたヘッジ会計の適用自体を認めないことに、理論的根拠に乏しいことから懸念を有している。

- (3) IFRS 第 9 号「金融商品」では測定原則として FVTOCI 指定を認めており、かつリスク管理活動においてもヘッジが行われている以上、FVTOCI 指定の持分投資もヘッジ対象として認めるべきであると我々は考える。IFRS 第 9 号における議論と同様に、その他の包括利益に計上した上で、純損益に計上することが二重計上であると考えられるのであれば、一部の非有効部分（ヘッジ対象の評価差額がヘッジ手段の評価差額より大きい場合）は引き続きその他の包括利益に計上することによって解決可能である。また、非有効部分は純損益に計上すべきということであれば、FVTOCI 指定の持分投資をヘッジ対象とする場合であっても、非有効部分については純損益に計上すべきである。いずれの方法がより財務諸表利用者に有益な情報を提供し得るかについては、アウトリーチ活動等を通じてその要否を利害関係者から十分聴取するとともに、その他の包括利益として何を認識すべきかについては概念フレームワーク等における整理を行うべきである。

ヘッジ手段としての指定に適格となる金融商品（第 5 項から第 7 項及び BC28 項から BC47 項）

質問 2

純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融資産及び非デリバティブ金融負債を適格なヘッジ手段とすべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。
--

【コメント】

同意しない。

我々は、純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融資産及び非デリバティブ金融負債をヘッジ手段とすることに対して現時点での実務上のニーズがあるとは考えていない。このようなヘッジ手段の拡大がどのような影響をもたらすか、利害関係者の実務上の要請を、アウトリーチ活動等を通じてより明確にすることが必要であると考えます。

ヘッジ対象としての指定に適格となるデリバティブ（第 15 項、B9 項及び BC48 項から BC51 項）

質問 3

他のエクスポージャーとデリバティブとの組合せである合計されたエクスポージャーがヘッジ対象として適格となり得ることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

【コメント】

同意するが、会計処理を明確にすべきと考える。

合計されたエクスポージャーをヘッジ対象として適格とすることを可能とする ED の提案に同意する。この結果、ヘッジ会計の人工的な制限を取り除き、リスク管理活動の影響を財務諸表に反映することが可能となるためである。ただし、合計されたエクスポージャーをヘッジ対象とする場合の非有効部分の測定方法やヘッジ会計処理について提案では明確にされていないため、その会計処理をガイダンスにより明示することが必要であると考え

ヘッジ対象としてのリスク要素の指定（第 18 項、B13 項から B18 項及び BC52 項から BC60 項）

質問 4

ヘッジ関係におけるヘッジ対象として、特定のリスク（すなわち、リスク要素）に起因するキャッシュ・フロー又は公正価値の変動を指定することを、当該リスク要素が独立に識別可能で信頼性をもって測定可能であることを条件に、認めることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

【コメント】

同意するが、ガイダンスが必要と考える。

非金融商品についてもリスク要素をヘッジ対象リスクとするという ED の方針に同意する。しかしながら、「独立して識別可能であり、かつ信頼性をもって測定可能である」という要件については、企業のリスク管理方針に照らしてどのような関係を要求するのか、あるいはどの程度の相関関係を求めるのかに関し、実務上の適用を明確にするためにさらなるガイダンスが必要であると考え

名目金額の階層部分の指定（第 18 項、B19 項から B23 項及び BC65 項から BC69 項）

質問 5

- (a) ある項目の名目金額の階層をヘッジ対象として指定することを認めるべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。
- (b) 期限前償還オプションを含んだ契約の階層部分は、ヘッジされるリスクの変動が当該オプションの公正価値に影響を与える場合には、公正価値ヘッジのヘッジ対象として適格とすべきではないことに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

【コメント】

(a)同意する。

なお、在外営業活動体の純投資ヘッジにおいて、直物レートの変動をヘッジされるリスクとして、外貨建債権債務をヘッジ手段としてヘッジ指定する際に、個別のヘッジ手段を特定化するのではなく、ヘッジ手段の名目金額の階層部分をヘッジ手段としてヘッジ活動（すなわち、個別に A 預金、B 預金、C 預金と指定することなく、外貨建調達（外貨建預金）の名目金額の階層部分を指定する方法）を行う場合がある。これは、ヘッジ対象期間にわたり当該外貨建金銭債務を他の外貨建金銭債務に入替又は更改する戦略と同様の考えに基づくものであるが、リスクが均一であるために、個別に特定化を行わない場合であっても、有効性の評価やヘッジ会計の中止に関して特段の問題が生じないケースと考えられる。これが企業の文書化されたヘッジ戦略の一部である場合には、ヘッジされるリスクが均一であるため、最終基準化に当たっては、以下の事項を容認することが望ましいと考える。

- ヘッジ手段となる外貨建金銭債務の名目金額部分、すなわち、ある外貨建金銭債務（個別の契約ではなく、種類）の金額の特定の部分をヘッジ関係におけるヘッジ手段として指定すること
- ヘッジ手段となり得る外貨建金銭債務が当初指定した名目金額を下回らない限り、ヘッジ会計を中止しないこと

(b) 期限前償還オプションを含む契約の階層部分をヘッジ対象として適格とするか否かについては、今回検討の対象からは除外されたオープンポートフォリオのヘッジの議論に大きな影響を与える論点である。よって、オープンポートフォリオのヘッジの議論において、その実務上の取扱いの可否やリスク管理活動との整合性を考慮して議論すべき問題であり、その検討を行う前に結論付けるべきではないと考える。

ヘッジ会計に適格となるためのヘッジ有効性の要求（第 19 項、B27 項から B39 項及び BC75 項から BC90 項）

質問 6

ヘッジ会計の適格要件としてのヘッジ有効性判定に同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような要求とすべきだと考えるか。

【コメント】

同意するが、以下の点について明確にすべきと考える。

ヘッジ会計の要件として、現行 IAS 第 39 号で要求されている、有効性判定に係る 80%～125%という数値基準を廃止し、企業のリスク管理方針に合致した有効性の評価方法を決定することに同意する。また、ヘッジ会計の要件として、有効性要件を求め、ヘッジ関係開始時のみならず、定期的に有効性評価を行うことを要求することにも同意する。

提案では、有効性要件は、(1) ヘッジ関係が偏りのない結果をもたらし、予想されるヘッジの非有効部分を最小限にすることを確保するというヘッジ有効性の判定の目的に合致しており（B29 項）、かつ(2) 偶然ではない相殺を達成することが経済的関係の分析により（B31 項）予想されることであるとされている（第 19 項）。しかしながら、企業によっては一定のリスク・エクスポージャーの維持をリスク管理方針として掲げていることもあると思われ、そのような場合を想定すれば、企業のリスク管理活動に基づき選択されたヘッジ関係は、予想されるヘッジの非有効部分を常に最小限にすることを確保する結果とはならない可能性がある。このような観点からは、企業の行うリスク管理活動に基づくとする提案の目的と、規則ベースの規定によってヘッジ会計の適用に制限を要求する具体的な提案との間に矛盾が生じているようにも見え、懸念がある。我々は、有効性の判定の目的に合致しているか否かの判断が、リスク管理目的及び活動を背景に決定されるべきであるか否かを、最終基準ではより明確にする必要があると考える。

ヘッジ関係のバランス再調整（第 23 項、B46 項から B60 項及び BC106 項から BC111 項）

質問 7

- (a) ヘッジ関係がヘッジ有効性判定の目的に合致しなくなった場合には、ヘッジ関係に関するリスク管理目的が同じままであることを条件に、ヘッジ関係のバランス再調整を行うことを企業に要求すべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。
- (b) 企業が、指定されたヘッジ関係が将来においてヘッジ有効性判定の目的に合致しなくなるおそれがあると予想する場合には、ヘッジ関係のバランス再調整を事前に行うこともできるとすることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

【コメント】

同意するが、以下の点で懸念があり、提案された要件を明確化すべきと考える。

- (a) 提案されている、バランス再調整の概念と、バランス再調整の上でヘッジの継続を要求する処理については、現行 IAS 第 39 号の過度に厳格な規定を改善するものであり、同意する。しかし、以下の懸念があるため、要件の明確化が必要であると考えます。
- バランス再調整は、特定化されたリスク要素についてリスク管理方針としてバランス再調整を行うこととして事前に定めており、かつ当該方針に従って実際にバランス再調整を行う場合に限り、ヘッジ会計の継続として扱うことであることをより明確化すべきである。特に、B46 項の判定フロー上の「ヘッジ関係の強制的なバランス再調整」といった文言は、あたかも会計基準が現実の取引の実行を要求しているかのようにも理解されるため、望ましくない。
 - 例えば、ある企業がリスク管理方針として、有効な相殺の程度について 90%～110% の範囲内に収まる程度で良いといった方針を事前に採用している場合、その範疇でのヘッジ関係の相関の変動については、ヘッジ会計の中止やバランス再調整をもたらすものではないと考えられる。一方で、別の企業がリスク管理方針として、つねに 100% の有効性を求めている場合には、完全な相殺が行われない場合にはすべて非有効として会計処理されることとなる。このように、ヘッジ関係の継続又は中止を企業のリスク管理目的及び活動に依拠するものとする以上、同じ経済事象が生じた場合でも企業のリスク管理目的及び活動の相違により財務諸表に現れる結果は大きく異なることとなる。我々は、財務諸表の有用性及び理解可能性をより高めるために、バランス再調整の要否の判定基準、バランス再調整を行いヘッジ関係を継続する場合の調整の方法、及び認識されたヘッジの非有効部分の額並びに影響を受ける財務諸表項目が何かを開示することを要求すべきであると考えます。

(b) 指定されたヘッジ関係が将来において有効性判定の目的に合致しなくなるおそれがある場合に、事前にバランス再調整が行われることは、企業のリスク管理活動に合致している。よって、我々は、事前のバランス再調整を容認規定とし、これをヘッジ会計の継続として取り扱うことに同意する。なお、恣意的な運用を回避するために、事前のバランス再調整がリスク管理方針で明記されていない場合には、ヘッジ会計の継続は認めない旨を B59 項に明記することを提案する。

ヘッジ会計の中止（第 24 項、B61 項から B66 項及び BC112 項から BC118 項）

質問 8

(a) 企業は、ヘッジ関係（又はヘッジ関係の一部）が適格要件を満たさなくなった場合（ヘッジ関係のバランス再調整があれば、バランス再調整を考慮後で）にのみ、ヘッジ会計を中止すべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

(b) ヘッジ会計の要件を満たさず根拠となったリスク管理の目的及び戦略に依然として合致しており、他の適格要件のすべてを引き続き満たしているヘッジ関係について、ヘッジ会計を中止することを企業に認めるべきではないことに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

【コメント】

(a)(b)いずれも同意する。

公正価値ヘッジの会計処理（第 26 項から第 28 項及び BC119 項から BC129 項）

質問 9

- (a) 公正価値ヘッジについては、ヘッジ手段及びヘッジ対象に係る利得又は損失はその他の包括利益に認識し、当該利得又は損失の非有効部分を純利益に振り替えるべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。
- (b) ヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象に係る利得又は損失は、財政状態計算書の独立の表示科目として表示すべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。
- (c) リンク表示は公正価値ヘッジについては認めるべきではないことに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような場合にリンク表示を認めるべきだと考えるか、また、どのように表示すべきか。

【コメント】

同意するが、最終基準化に当たっては、以下の事項を検討すべきと考える。

- (a) 同意する。これは、ヘッジ対象の公正価値の変動を純損益に認識することなく、キャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理と同様に、ヘッジ会計をヘッジ手段の公正価値の変動の認識の例外として整理することができるためである。ヘッジ対象の公正価値の変動に係る利得又は損失は、本来、その発生時に認識すべきものではないが、その他の包括利益に認識するのであれば、その他の包括利益及び資本の変動性を回避するための例外的処理として許容し得る。

なお、金利リスクをヘッジする場合、ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち、純損益に認識するヘッジ対象の利息収益又は利息費用に対応する部分を純損益で認識することを明記すべきである。

- (b) 同意する。公正価値ヘッジの目的を達成しつつ、財政状態計算書の表示において、ヘッジ対象については、測定原則の例外を設けないことが可能となるためである。
- (c) 同意する。財政状態計算書に総額が表示されるとはいえ、資産は資産合計に、負債は負債合計に含めて表示すべきである。しかしながら、公正価値ヘッジの適用により、資産及び負債の額の変動が大きくなり、財務分析の目的において資産合計及び負債合計をヘッジ手段の公正価値を控除した額とした方が適切と考えられる企業については、注記において、リンク表示及びリンク表示を行った場合の資産合計及び負債合計を開示することが望ましいと考えられ、その旨を最終基準に加えるべきである。

キャッシュ・フロー・ヘッジ及び公正価値ヘッジについてのオプションの時間的価値の会計処理（第 33 項、B67 項から B69 項及び BC143 項から BC155 項）

質問 10

- (a) 取引に関連するヘッジ対象については、その他の包括利益に累積されたオプションの時間的価値の公正価値の変動は、一般的な要求事項に従って（例えば、非金融資産として資産化される場合にはベースス・アジャストメントにより、ヘッジされている売上が純損益に影響する時には純損益に）振り替えるべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。
- (b) 期間に関連するヘッジ対象については、当期に係る調整後の時間的価値の一部は、その他の包括利益の累計額から純損益に合理的な基準で振り替えるべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。
- (c) オプションの時間的価値の会計処理は、時間的価値がヘッジ対象に関連している範囲（すなわち、重要な契約条件がヘッジ対象と完全に一致するオプションの評価を用いて算定した「調整後の時間的価値」）にのみ適用すべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

【コメント】

- (a) 同意する。この場合、オプションの時間的価値は、ヘッジ対象の購入又は売却に係る取引費用と考えられるためである。
- (b) 同意する。この場合、オプションの時間的価値は、ヘッジ対象に対する保険料に類似するものと考えられるためである。
- (c) 同意する。オプションの時間的価値を純損益に認識せずその他の包括利益に認識する例外処理は、ヘッジ対象と関連する部分に限り正当性を有すると考えられるためである。

項目グループのヘッジ

ヘッジ対象としての項目グループの適格性（第 34 項、B70 項から B76 項及び BC168 項から BC173 項）

質問 11

ヘッジ対象としての項目グループの適格性の要件に同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような要求とすべきだと考えるか。

【コメント】

(b)の要件には同意しない。

(b)の要件については、当該グループの各項目が、リスク管理の目的上、グループとして一緒に管理されているということだけでなく、管理しているリスク（特定のリスク要素について管理している場合は、独立に識別可能で信頼性をもって測定可能であるもの）が明確であり、共通していることが前提になっているものと考えられ、その点について基準上の要件として明記し、要求すべきであると考え。これは、リスク管理の前提として当然であり、また、ヘッジ手段との関係において検討されることとも考えられるが、その影響を財務諸表において表現できるようなリスク管理が要求されることは、基準上の要件として明記すべきであると考え。

表示（第 37 項、第 38 項、B79 項から B82 項及び BC174 項から BC177 項）

質問 12

包括利益計算書の異なる表示科目に影響する相殺し合うヘッジされるリスク・ポジションを有する項目グループのヘッジ（例えば、純額ポジションのヘッジ）については、純損益に認識したヘッジ手段の利得又は損失は、ヘッジ対象に影響されるものとは別の科目で表示すべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

【コメント】

同意する。

包括利益計算書の異なる表示科目に影響する相殺し合うヘッジされるリスク・ポジションを有する項目グループのヘッジについて、純損益に認識したヘッジ手段の利得又は損失は、ヘッジ対象は個別の項目ではなく項目グループであることに鑑み、提案に同意する。

開示（第 40 項から第 52 項及び BC183 項から BC208 項）

質問 13

- (a) 提案している開示要求に同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。
- (b) 他のどのような開示が有用な情報を提供すると考えるか（提案している開示に追加するもの又はそれに代わるものとして）、またその理由は何か。

【コメント】

同意する。提案されている開示要求は、企業のリスク管理活動及びヘッジ会計による財務諸表への影響を理解することができ、ヘッジ会計の目的に適合しているか否かを財務諸表利用者が判断する上でも有用であるからである。

ヘッジ会計の会計上の代替案

現金で純額決済できる非金融商品項目に係る契約をデリバティブとして会計処理すること（付録 C 及び BC209 項から BC218 項）

質問 14

企業の公正価値ベースのリスク管理戦略に従ったものである場合には、デリバティブの会計処理を、現金で純額決済できる契約のうち、企業の予想される購入、販売又は使用の必要性に従った非金融商品項目の受取り又は引渡しの目的で締結され、引き続きその目的で保有されているものに適用すべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

【コメント】

以下の定義に関するコメントを除き、提案に同意する。

現金で純額決済できる契約のうち、企業の予想される購入、販売又は使用の必要性に従った非金融商品項目の受取り又は引渡しの目的で締結され、引き続きその目的で保有されているものの公正価値の変動をヘッジするために、デリバティブを用いたリスク管理を行っている場合、ヘッジ会計を適用することも考えられる。しかしながら、このような契約はデリバティブとして会計処理した方が、むしろ純額ポジションのリスクを管理している実態と適合すると考えられる。

なお、公正価値ベースでの管理の要求のほか、付録 C で提案されている、エクスポージャーの純額がゼロに近づくように管理されていることを要件とする規定については、企業のリスク管理活動と整合的であるか疑問であるため、企業のリスク管理活動の実態に照らし、その規定が必要か否かについてアウトリーチ活動等を通じて調査すべきと考える。

クレジット・デリバティブを利用した信用リスクの会計処理（BC219 項から BC246 項）

質問 15

- (a) クレジット・デリバティブを利用した信用リスクのヘッジを会計処理するための 3 つの代替的な会計処理（ヘッジ会計を除く）はすべて、金融商品の会計処理に不必要な複雑性を加えるものであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。
- (b) 同意しない場合には、当審議会が BC226 項から BC246 項で検討した 3 つの代替案のうちどれを、当審議会がさらに開発すべきか、また、その代替案にどのような変更を提案するか、またその理由は何か。

【コメント】

同意する。

BC226 項から BC246 項で検討された 3 つの代替案によった場合、ヘッジ対象の公正価値の変動のうち、クレジット・デリバティブによりヘッジされる信用リスク以外の要素による変動も、純損益に認識されてしまい、クレジット・デリバティブを利用する金融機関のリスク管理方針とも整合しないと考えられる。純損益を通じて公正価値で測定するものとしての指定は測定原則の例外であり、その指定を当初認識時に限定し、指定の中止を禁止することについて、さらなる例外を認めるほどの合理性はないと考える。

発効日及び経過措置（第 53 項から第 55 項及び BC247 項から BC254 項）

質問 16

提案している経過措置に同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

【コメント】

同意するが、初度適用企業に対する追加の要求を設けるべきと考える。

ヘッジ関係の指定は会計基準の適用開始後となることから、遡及修正しないことは当然であると考え。また、現行 IAS 第 39 号に従ってヘッジ会計に適格であったヘッジ関係で、提案されている要求の適用要件に従ってもヘッジ会計に適格であるものは、継続しているヘッジ関係とみなさなければならないという点にも同意する。この場合にも、複数の会計処理が混在することは財務諸表の理解を困難にするため、すべてのヘッジ関係について、最終基準を将来に向かって適用することに同意する。

なお、IFRS 初度適用企業が本基準の早期適用を行う場合の追加的な経過措置について、我々は以下の要求を追加する必要があると考える。

ED では、最終基準の早期適用が容認され、その場合、適用開始日（date of application）

においてすべての適格要件を同日現在で満たすことが要件とされている（第 54 項）。しかしながら、IFRS 初度適用企業には、通常は適用開始日の概念がなく、IFRS 第 1 号「IFRS の初度適用」の原則に従えば IFRS 移行日から、又は IFRS 第 9 号の現行の早期適用と同様の規定が導入された場合には IFRS 第 9 号の適用初年度期首から、ヘッジ会計の最終改訂基準が適用されることになると思われる。この点につき、IFRS 移行日時点では最終改訂基準が公表されず、IFRS 初度報告日時点で最終改訂基準が公表された場合の取扱いを明確にすべきである。すなわち、ヘッジ会計は適格要件を満たした場合に将来に向かって適用され、遡及適用が禁止される規定であるため、初度適用企業に適用開始日の概念を同様に適用し、IFRS 移行日以降の特定の期日でも新たなヘッジ会計を適用できるようにすべきである。その場合、ヘッジ会計の最終改訂基準の適用開始日より前においては、従前の会計原則(GAAP)を適用することを最終基準で明確化すべきである。

以 上